

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 1 日

一宮市長 中野 正康

- 1 指定等に係る指定障害福祉サービス事業者等の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社ミレニウム
東京都新宿区西新宿七丁目 5 番 25 号
- 2 指定等に係る事業所の名称及び所在地
介護事業所みつれ 一宮
愛知県一宮市本町 4-6-5
CUBE 一宮ビル 202 号室
- 3 指定等の年月日
令和 8 年 7 月 1 日
- 4 指定等に係る事業の種類
居宅介護・重度訪問介護
- 5 事業の主たる対象者
居宅介護
身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者、難病等対象者
※視覚・聴覚言語障害者除く。

重度訪問介護
身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者
※視覚・聴覚言語障害者除く。
- 6 事業所番号
2312103191